

新旧対比表（阪急阪神第一ホテルグループSTACIA PiTaPaVISAカード会員特約）

旧	新
第4条（PiTaPa利用に関する会員請求） PiTaPa会員規約に基づき発生する会員の債務については第3条1項（4）の利用により生じた債務とともに三井住友が一括して請求するものとし、会員は、会員指定の口座から三井住友カード会員規約に定めた約定決済日に支払うものとします。 第10条（会員資格の喪失） 中略 3.ジュニアカードの会員は、「PiTaPa会員規約」の「ジュニアカード・キッズカードに関する特約」第2条2項の定めにかかわらず、有効期限の満了をもって、会員資格を喪失するものとします。 2021年4月改定	第4条（PiTaPa利用に関する会員請求） PiTaPa会員規約に基づき発生する会員の債務については第3条第1項（4）の利用により生じた債務とともに三井住友が一括して請求するものとし、会員は、会員指定の口座から三井住友カード会員規約に定めた約定決済日に支払うものとします。 第10条（会員資格の喪失） 中略 3.ジュニアカードの会員は、「PiTaPa会員規約」の「ジュニアカード・キッズカードに関する特約」第4条第2項の定めにかかわらず、有効期限の満了をもって、会員資格を喪失するものとします。 2025年6月改定

※赤字部分が改定された箇所